

令和7年度市民提案協働事業実施スケジュール表（予定）

時 期	内 容		備 考
1月～	「行政テーマ」の募集および選定		
3月～	ホームページ告知	担当課と市民活動団体との協議	
4月1日～ 5月31日	提案事業募集（4/1号広報おうめ、市ホームページ）		
令和7年 6月上旬～ 中旬	第1次審査(書類審査)		
	審査結果通知		
6月中旬～ 下旬	第2次審査（公開プレゼンテーション）		
	審査結果通知（採択・不採択）		
7月上旬	事業実施に向けての協議・協定書の締結		
7月上旬～ 翌3月31日	事業実施		
	報告書の提出		
令和8年	6月下旬	事業の評価・事業報告会	

青梅市協働事業市民推進委員会設置要綱（平成20年12月1日実施）

最終改正:平成25年4月1日

改正内容:平成25年4月1日 [令和3年5月1日]

○青梅市協働事業市民推進委員会設置要綱

平成20年12月1日実施

改正

平成22年4月1日

平成23年4月1日

平成25年4月1日

青梅市協働事業市民推進委員会設置要綱

1 設置

青梅市における市民活動団体等との協働事業の推進に関する指針（平成20年4月1日実施。以下「指針」という。）にもとづき協働の在り方や協働事業の実施結果等について市民等に意見を求めるため、指針第7項に規定する青梅市協働事業市民推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青梅市（以下「市」という。）と市民活動団体等との協働事業の在り方等協働の推進について協議し、その結果を青梅市市民協働事業推進会議（以下「推進会議」という。）へ報告すること。
- (2) 市における市民活動団体等との協働事業の実施結果について評価を実施し、推進会議へ報告すること。
- (3) その他協働事業推進に関し必要な事項について協議し、推進会議に報告すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 社会福祉協議会関係者 2人
- (2) 指針第2項第2号に掲げる、特定非営利活動法人、ボランティア団体および地縁団体の代表者 5人以内
- (3) 公募委員 3人以内

4 任期

- (1) 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員の再任は、妨げない。ただし、在任期間は、特に必要とされる場合を除き、6年以内とする。

5 委員長

- (1) 委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 委員会

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- (3) 委員会の会議は、公開とする。

7 謝礼金

委員には、予算の範囲内において謝礼金を支給する。

8 庶務

委員会の庶務は、市民活動推進担当課が処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

10 実施期日

この要綱は、平成20年12月1日から実施する。

11 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。

○青梅市協働事業市民推進委員会公募委員募集要領

平成20年12月1日実施

改正

平成24年7月9日

平成27年12月24日

令和4年4月1日実施

青梅市協働事業市民推進委員会公募委員募集要領

1 目的

この要領は、青梅市協働事業市民推進委員会設置要綱（平成20年12月1日実施）第3項に規定する委員のうち、公募委員の募集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格

公募委員に応募することのできる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 青梅市に住民登録をしている者
- (2) 応募時点において満18歳以上の者
- (3) 委員会への出席が可能な者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者
- (5) 青梅市職員でない者
- (6) 青梅市の他の付属機関等の委員でない者

3 応募方法

応募者は、次の応募書類を青梅市長（以下「市長」という。）に提出する。なお、提出された書類は、返却しない。

- (1) 協働に関する作文（400字以内）
- (2) 氏名、年齢、性別、住所および電話番号を記載したもの

4 募集人数

募集人数は、3人以内とし、男女別に委員を選考できるよう配慮するものとする。

5 募集期間

募集期間は、募集開始日から起算して3週間以内とする。

6 選考者

選考者は、市民活動推進担当部長、市民活動推進担当課長および青梅市市民協働事業推進会議の構成員から推薦された者2人とし、市民活動推進担当部長を責任者とする。

7 選考方法

- (1) 一次選考は、書類審査とする。
- (2) 書類審査の結果、候補者が募集人数を超えた場合には、公開抽選により決定する。

8 公開抽選

- (1) 日時等
公開抽選の日時、場所等については、一次選考終了後、速やかに決定し、応募者宛てに通知する。
- (2) 抽選方法
ア 抽選に当たっては、出席者の確認を得て実施する。
イ 抽選は、抽選機によることとする。
ウ 抽選機には、一次選考の合格者全員分のくじ棒を用意し、出席者の確認を得ることとする。
エ 抽選機の実施は、選考者が行う。
オ 応募者の番号は、市民活動推進担当課において、あらかじめ受付順に番号付けする。
カ 抽選機により抽出されたくじの1番目から順に合格者とする。また、合格者に辞退等があるときのため、次順位以降を補欠者とし、抽選の早い者を優先する。

9 選考結果

選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

10 その他

この要領に定めるもののほか、公募委員の募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

11 実施期日

この要領は、平成20年12月1日から実施する。

12 経過措置

- (1) この要領の一部改正は、平成24年7月9日から実施する。
- (2) この要領の一部改正は、平成27年12月24日から実施する。
- (3) この要領の一部改正は、令和4年4月1日から実施する。

令和7年1月27日

青梅市市民協働事業推進会議会長 殿

青梅市協働事業市民推進委員会
委員長 若林良弘

令和6年度青梅市協働事業市民推進委員会協議結果について
(報告)

青梅市協働事業市民推進委員会設置要綱第2項にもとづき、下記のとおり協議結果を報告します。

記

- 1 時代の変化に合わせた自治会運営へ向けたガイドライン案について
青梅市協働事業市民推進委員会では、市内の各地域をまとめ、青梅市との協働において大きな役割を果たしている自治会の現状と課題を考慮し、時代の変化に対応した自治会運営ガイドライン案の検討を行い、作成いたしました。
当ガイドライン案については、令和7年1月14日に開催された青梅市自治会連合会支会長会議において、添付資料のとおり「時代の変化に対応した自治会運営ガイドライン案」として、青梅市自治会連合会に提案いたしました。
- 2 協働事業における事業目的および課題の共有について
協働事業を実施するにあたり、事前に事業目的や社会的課題が十分に共有されているかどうかは非常に重要であり、新規の協働事業に限らず、既の実施している協働事業においても重要です。
そのため、次年度に実施する協働事業評価シートにその内容を取り入れ、評価項目を以下のように分かりやすく変更します。
(1) 変更前：事前の話し合いを十分に行い、役割・責任分担は明確になっていた
変更後：事前に事業の目的や課題が共有され、役割・責任分担が明確になっていた

(裏面あり)

(2) 変更前：事業が形骸化、形式化となっておらず、目標達成のための
取り組みが適切に実施された

変更後：事業が形式化せず、目標達成のための取り組みが適切に実
施されていた

以 上

時代の変化に合わせた自治会運営へ向けたガイドライン 案

自治会は、戦後、昭和20年代後半に再発足し、昭和29年に青梅市自治会長会が設立され、昭和35年に現在の青梅市自治会連合会が発足しています。発足以来、市内各地域をまとめる主団体として大きな力を発揮し続けている自治会組織ながら、時代の変化や少子高齢化の波により自治会加入者数は大きく減少しています。現在、地域が解決すべき問題を多く抱える中、時代の変化に合わせるひとつの提案として新しい形やつながりをこれからの自治会運営へ導入する積極的改善をガイドライン案として当委員会からご提案します。

1. 自治会長や役員の選出方法に配慮や柔軟性を

- ・自治会長などの適任者は選考委員等が再任依頼を掛け、短期担当で課題改善をできずに終わることを減少させる。また、楽しんで役割を果たしていただける方を積極登用すると和やかさも増すと思います。退任後に控える寺や神社の役員などの役割は延期するなどの配慮も必要となります。
- ・地域課題の多い現在は、順番制での自治会長担当などは現実的に無理な方もいます。半強制は自治会員減少に直結します。無理なくできる範囲で貢献していただく配慮も大切と思います。
- ・80歳以上で歩くのが困難など隣組長も難しい方は自治会長や隣組仲間の判断で隣組長などの免除を可能に。自治会員減少や地域での孤立を防ぐことにつながります。

2. 災害時対応や高齢者の包括的な支援は喫緊の課題、対応策の検討を

- ・豪雨災害や震災への対応は、災害への地域の仲間との準備で安心感が高まります。自治会だけでなく、自主防災組織を構成する各種団体で考える機会・時間を作ることから始めましょう。進行役が不在な地域は、外部(青梅市防災課、青梅消防署などへ問合せ)から招いて進めると課題意識が深まります。
- ・高齢者のみの世帯などへの対応は民生委員だけでなく、地域近隣の隣組・友人・少しおせっかいやきの人の声掛けが大切です。そんな声掛けを地域で推奨し、高齢者の方々にも安心感を高めるため自治会への入会、退会者の再入会を推奨してはいかがでしょうか。各支会の地域には高齢者を包括的に支援する団体(第2層協議体)が発足してきており、活動を始めています。高齢者を支援する気持ちの方々の団体ですので、連携して活動が進められると地域福祉の充実につながります。
- ・災害時対応も高齢者支援も女性の方々の日頃からの生活の視線が大切です。自治会に女性の活躍の場が現在ない状況の自治会は、避難所運営や地域の高齢者支援への女性目線の声を聴くところから始めると入りやすいのではないのでしょうか。

3. 女性の声を活かした運営で

- ・①自治会役員に女性は居ますか、②女性の発言はありますか、③女性の意見を聞きたいと声掛けしていますか。旧来型の青梅市の自治会の雰囲気のある地域は自治会会議の場に①②③ともに無いことが多いのではないのでしょうか。女性の話を聞ける場・時間を設けることで、自治会運営に男性とは違う視点、生活感覚を始めとした今までと違う配慮が出てくるのではないのでしょうか。
- ・自治会で女性がやることがない、お茶出しだけ、などの話も聞きます。女性の意見が聞けていない自治会は、男性も一部の方の意見しか聞けていない場合が多いように思えます。様々な視点からの意見が反映される自治会の運営は活性化が進みやすくなります。まずは災害時対応や高齢者支援なども含めて地域活動に積極的な50歳以上の女性の意見を聞ける場を作り女性参画の雰囲気を作るところから始めてはいかがでしょうか。まずは自治会役員の2割以上を女性がやってくれるような自治会運営を目指すのもよいのではないのでしょうか。

4. 地域での人のつながり方も様々に、薄いつながりの方も許容して声掛けを

- ・旧来からの日頃から強い地域のつながりは薄れ、自治会への加入率は2003年の約59%から2023年の約33%へ大幅に低下しています。現在の時代に合った多様性を受け入れる自治会形態への変容も必要です。濃いつながりが好きな方はイベントなどを一緒に楽しみ、薄いつながりが好きな方は必要な時のみの動きで許容して、自治会でつながっている人の輪を広めたいところです。
- ・イベントに参加いただけただけの方への声掛けや、お節介が好きな方に自治会勧誘の声掛け担当（コーディネーター役）の役割を担っていただくのも効果的では。

5. 自治会役員以外にイベントボランティアの募集なども公募と声掛けで

- ・自治会負荷が過大となっている現在、自治会役員以外にイベントボランティアや地域ボランティアの回覧やチラシでの公募や個人的な声掛けをして、自治会負荷を減少させながらボランティアに参加いただく方には高い充実感や楽しさを味わっていただく方法も積極的に検討すべきだと思います。
- ・60歳以降の年齢層の方の社会参加の推進とやりがい創出につなげたいところです。
- ・現在の若年層は仕事と子育てで精いっぱいの方も多ですが、若年層でも少しの時間ならとか、この日なら、というような場面で地域社会に参加できる機会の創出につなげたいところです。
- ・イベントなどでスタッフが不足気味で困っているときには、「人が足らなくて困っているので助けて」と声掛けすると手伝ってくれる方が出てきてくれることはよくある有難い効果的な話です。

6. 自治会以外の団体との連携の幅も広げて

- ・地域の学校・民生委員・保護士・消防団・社会福祉施設・企業・商店・商工会・青年会議所・寺社・教会・交通機関・報道機関などの情報交換や協働する場面も増えています。
- ・小中学校はコミュニティスクール（地域が運営する学校）としての動きが進み、地域の人が総合学習の時間などに地域ならではの内容の授業の先生を行う場面も増えています。
- ・青梅市に任せておけば大丈夫、青梅市が言ったことだけをやっていれば大丈夫、というような雰囲気は過去の時代です。自分の地域を一番よく知っているのは地域住民の私たち。地域の実情を自分たちで把握して青梅市にやってほしいことを提案する時代に入っているように感じます。
- ・地域で活動している市民活動団体、高齢者包括支援第2層協議体団体、NPO団体などと協力関係を持って動くことは地域福祉の向上に効果的です。
- ・自治会負荷が過大となっている現在、将来的には自治会でない地域NPO団体などが地域運営を担うことも検討すべきなのかもしれません。

7. 「こどもたち」と一緒に楽しめる工夫で地域に「魅力のタネ」を蒔き育てましょう

- ・現在はこどもたちの地域の受け皿も幅広く必要になっています。子ども会・クラブ活動などが難しくなっている現在、地域でこどもたちを見守り、自分たちも元気をもらえるような楽しさが共生社会にきつとつながっていくと思います。
- ・薄いつながりが好きな人は、時間に余裕がある時だけ、興味がある内容の時だけ、参加するようなことも許容しながら日頃から声掛けしあうことも、面倒でなく安心して暮らせる地域に感じられてよいと思います。
- ・濃いつながりが好きな人は活動と共にお酒も楽しめるような場を作るのも楽しく続けられやすく感じます。
- ・「参画なくして協働なし」。行政（青梅市）と市民（私たち）の関係はサービス提供者と受益者のようになりがちですが、市の課題に私たちが参画しお互いに育ちあい充実感を高められる場を広げたいと思います。
- ・行政と自治会や住民と一緒に「いい街にしよう」という気持ちで協働することは意味深いことです。
- ・それぞれの人に合った地域の「魅力のタネ」を蒔き、一緒に楽しみ育てることが時代に合った自治会運営につながると思います。

以上

☆自治会とつながって活動したい団体もたくさんあります。
ぜひ、つながれるところとつながって活性化できればと思います。

協働事業評価シート

事業名称		実施年度	
協働団体の名称			
担当課・係			

1 事業内容

(1) 事業開始の時期	
(2) 事業の目的	
(3) 実施内容	

2 協働の内容

(1) 協働の形態	
(2) 協働の理由・きっかけ	
(3) 役割分担	

3 PDCAサイクルによる事業評価

	事前に事業の目的や課題が共有され、役割・責任分担が明確になっていた	協働団体側	青梅市側
計画	事前の話合いを十分に行い、役割・責任分担は明確になっていた		
段階	事業に最もふさわしい協働の形態が選択された		
(P)	協働の役割分担は適切だった		
実施	対等な立場での協力関係を築けた		
段階	協働相手の自主性・自立性は尊重された		
(D)	事業実施は円滑になされた		
事業	事業の目的が達成された		
終了後	事業が形骸化、形式化となっておらず、目標達成のための取り組みが適切に実施された		
(C・A)	協働で行うことにより効果がある事業だった		
	今後の課題と改善策をお互いに話し合った		

【評価】 5：非常によくできた 4：できた 3：ほぼできた 2：あまりできなかった 1：できなかった

事業が形式化せず、目標達成のための取り組みが適切に実施されていた